

地域福祉

1. 民生委員・児童委員……………175
2. コミュニティソーシャルワーク事業……………178
3. 福祉包括化推進事業……………181
4. 成年後見制度利用促進……………181
5. 成年後見制度利用支援事業【再掲】……………181
6. 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）【再掲】
……………182
7. ひきこもり支援……………182

1. 民生委員・児童委員

福祉総務課

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の精神をもって、それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、ひとり親家庭、心身障害者などに対して、相談や援助、あるいは保護、指導を行ったり、関係行政機関との橋渡し役をしています。また、児童委員を兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活躍しています。

なお、平成6年1月より、主任児童委員が児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、新たに15名が設置（定員数）され、従来の区域を担当する民生委員・児童委員と協力しながら、児童相談所及び子育て支援課などの児童福祉関係機関との連絡・調整などを行い、児童、妊産婦の福祉を充実させるための活動を行っています。

豊島区における民生委員・児童委員の定員数は、258名（主任児童委員を含む）で、地区別の構成は下記のとおりです。

(1) 民生委員の職務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

⑥ その他の必要に応じ住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(2) 児童委員の職務（児童福祉法第17条）

児童及び妊産婦につき、常にその生活状態を的確に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導を行うとともに、児童福祉司、社会福祉主事の行う職務に協力すること。

(3) 民生委員児童委員協議会

豊島区には、6つの地区民生委員児童委員協議会が組織されていて、各地区民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員の職務に関する資料、情報の交換、研修等を行い、職務を常に適切に行っていくために毎月定例会を開催しています。

また、地区民生委員児童委員協議会において選出されたそれぞれの会長によって会長協議会が組織されていて、相互の連絡、調整をはかり、全体が統一的な方針に基づき組織的活動ができるよう自主的運営を行っています。

【 民生委員・児童委員の地区別定員及び現員数】

(令和6年4月1日現在)

地 区	定 員	現 員		
		男	女	計
巢 鴨 地 区	55 (3) 人	5 (0) 人	36 (3) 人	41 (3) 人
池袋東地区	40 (2)	8 (0)	25 (2)	33 (2)
池袋西地区	45 (3)	7 (0)	34 (2)	41 (2)
高 田 地 区	44 (3)	5 (0)	32 (3)	37 (3)
長崎第一地区	38 (2)	7 (0)	26 (1)	33 (1)
長崎第二地区	36 (2)	2 (0)	31 (2)	33 (2)
計	258 (15)	34 (0)	184 (13)	218 (13)

※ () 内は、主任児童委員数で内数

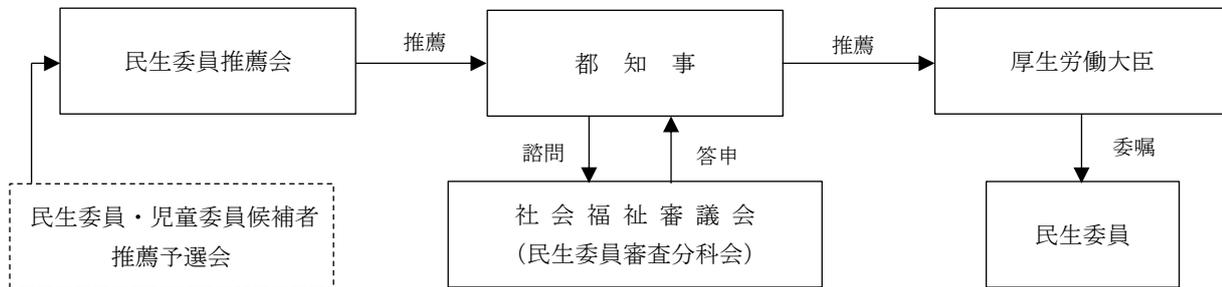
【民生委員・児童委員の活動状況】

区分		年度	元	2	3	4	5
相談・支援件数	在宅福祉に関すること	421	130	277	197	80	
	介護保険に関すること	149	178	128	111	110	
	健康・保健医療に関すること	222	459	446	294	110	
	子育て・母子保健に関すること	190	129	120	126	146	
	子どもの地域生活に関すること	485	455	336	313	386	
	子どもの教育・学校生活に関すること	439	316	495	505	497	
	生活費に関すること	49	62	51	61	44	
	年金・保険に関すること	26	10	8	6	4	
	仕事に関すること	18	36	33	25	12	
	家族関係に関すること	159	135	181	140	100	
	住居に関すること	124	197	107	101	74	
	生活環境に関すること	381	487	236	235	186	
	日常的な支援に関すること	1,322	1,411	1,314	959	884	
	その他	1,111	894	1,142	841	770	
	計		5,096	4,899	4,874	3,914	3,403
分野別内訳	高齢者に関すること	2,676	2,533	2,634	1,929	1,603	
	障害者に関すること	172	287	161	115	66	
	子どもに関すること	1,257	1,119	1,065	1,066	1,092	
	その他	991	960	1,014	804	642	
その他の活動件数	調査・実態把握	1,626	1,484	2,672	1,347	1,521	
	行事・事業・会議への参加・協力	10,602	5,984	6,154	6,649	8,506	
	地域福祉活動・自主活動	10,567	6,031	7,638	8,582	8,503	
	民児協運営・研修	8,631	7,229	7,761	8,886	8,156	
	証明事務	281	163	208	188	232	
	要保護児童の発見の通告・仲介	66	37	14	16	23	
回数 訪問	訪問・連絡活動	13,588	11,698	13,077	10,203	10,539	
	その他	14,898	10,719	10,692	8,408	8,097	
整回数 連絡調	委員相互	23,117	25,290	28,191	27,618	33,580	
	その他の関係機関	13,692	11,948	13,144	11,854	12,753	
活動日数		35,419	31,262	35,049	34,854	34,840	

(4) 民生委員・児童委員の推薦・委嘱

① 推薦・委嘱手続き

民生委員・児童委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると次のとおりです。



② 民生委員推薦会

民生委員推薦会は、区長の委嘱する14名の委員(区議会議員、民生委員、社会福祉事業の関係者、社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者)をもって構成され、民生委員・児童委員候補者推薦予選会より推薦された者について、適格または不適格の決定を行い、適任者を知事に推薦します。

なお、民生委員・児童委員は、知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。

③ 民生委員・児童委員候補者推薦予選会

民生委員推薦会の協力機関として、区内の旧出張所の区域ごとに設置され、その地区内の区議会議員、町会の代表、区立小中学校PTAの代表及び民生委員の正副会長によって構成されており、適格な候補者を選んで民生委員推薦会に推薦します。

(5) 民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、地域の安全・安心を高め、地域福祉力を向上させるための活動を行っています。

その業務には、①広報活動(民生委員活動の紹介、民生委員へのつなぎ役)、②見守り活動(声掛けと緩やかな見守り)、③小地域活動(子育てサロン等の企画・運営、地域事

業への参加・協力)などがあります。

なお、民生・児童委員協力員は、民生委員児童委員協議会の推薦に基づき、東京都知事が委嘱します。

豊島区では、平成27年12月1日に「豊島区民生・児童委員協力員事業実施要綱」を策定し、定員数は18名で、現在14名が委嘱され、活動しています。

2. コミュニティソーシャルワーク事業 福祉総務課

事業目標

社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない区民等への積極的なアウトリーチや相談支援、地域社会への参加支援等を行うことにより、「誰一人取り残さない」地域社会の実現を目指しています

事業内容

地域活動の拠点となる区民ひろば8か所にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、事業展開を図ります。

- 一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない区民等へ、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。
- 地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組みます。
- 講演会や勉強会などの学びの場を通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりに参加・応援する区民を増やします。

◇菊かおる園高齢者総合相談センター圏域(巣鴨3～5丁目、西巣鴨、北大塚1・2丁目)・区民ひろば西巣鴨第一に配置

◇東部高齢者総合相談センター圏域(駒込、巣鴨1・2丁目、南大塚)・区民ひろば南大塚に配置

◇中央高齢者総合相談センター圏域(東池袋、上池袋、北大塚3丁目)・区民ひろば朋有に配置

◇ふくろうの杜高齢者総合相談センター圏域(南池袋、雑司が谷、高田、目白1・2丁目)・区民ひろば高南第二に配置

◇豊島区医師会高齢者総合相談センター圏域(西池袋、池袋3丁目、目白3～5丁目)・区民ひろば西池袋に配置

◇いけよんの郷高齢者総合相談センター圏域(池袋本町、池袋1・2・4丁目)・区民ひろば池袋に配置

◇アトリエ村高齢者総合相談センター圏域(南長崎、長崎2～6丁目)・区民ひろば富士見台に配置

◇西部高齢者総合相談センター圏域(長崎1丁目、千早、要町、高松、千川)・区民ひろば千早に配置

事業実績

I 総合的福祉相談(個別相談支援)

(1) 個別相談支援

年度	元	2	3	4	5
相談件数(延件数)	8,667件	10,451件	11,753件	12,801件	10,158件

【相談方法】

区分	3		4		5	
	延件数 件	構成比 %	延件数 件	構成比 %	延件数 件	構成比 %
電話	6,653	56.6	5,956	46.5	4,842	47.6
訪問	1,402	11.9	1,412	11.0	1,255	12.4
来所	782	6.7	884	6.9	895	8.8
出先にて	777	6.7	1,104	8.6	778	7.6
相談会	101	0.8	190	1.5	139	1.4
その他	2,038	17.3	3,255	25.5	2,249	22.2
合計	11,753	100.0	12,801	100.0	10,158	100.0

【相談者】

区分	3		4		5	
	延件数	構成比	延件数	構成比	延件数	構成比
本人	4,817	41.0	4,842	47.6	5,249	51.7
関係機関	2,370	20.2	1,255	12.4	2,643	26.0
家族	545	4.6	895	8.8	405	4.0
民生委員	332	2.8	778	7.6	383	3.7
近隣住人	295	2.5	139	1.4	242	2.4
その他	3,394	28.9	2,249	22.2	1,236	12.2
合計	11,753	100.0	10,158	100.0	10,158	100.0

【対象者】

区分	元		2		3		4		5	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
0～9歳	23名	12名	75名	13名	23名	6名	119名	30名	37名	22名
10～19歳	130名	24名	25名	9名	136名	11名	471名	64名	397名	68名
20～29歳	160名	16名	380名	29名	694名	31名	809名	100名	405名	81名
30～39歳	421名	24名	895名	31名	737名	53名	594名	117名	804名	121名
40～49歳	1,011名	50名	1,355名	59名	1,821名	64名	1,209名	225名	1,223名	194名
50～59歳	970名	64名	1,098名	66名	1,504名	77名	1,578名	272名	1,384名	225名
60～64歳	301名	34名	1,006名	30名	830名	35名	773名	170名	649名	145名
65～74歳	828名	102名	991名	98名	861名	122名	896名	265名	659名	182名
75歳以上	2,380名	217名	2,968名	206名	1,840名	243名	1,573名	551名	1,129名	412名
年齢不明	884名	233名	611名	186名	812名	280名	808名	345名	694名	325名
団体等	1,559名	94名	1,047名	90名	2,495名	167名	3,971名	902名	2,777名	823名
合計	8,667名	870名	10,451名	817名	11,753名	1,089名	12,801名	3,041名	10,158名	2,598名

【相談内容】※複数選択

内容	延件数	構成比	内容	延件数	構成比
健康・医療	2,261件	16.2%	生涯学習・日本語学習	82件	0.6%
介護・介護予防	709件	5.1%	消費生活・環境・動物	191件	1.4%
住まい・転居・立ち退き	1,106件	7.9%	防災・防犯	33件	0.2%
ゴミ・リサイクル	247件	1.8%	届出・証明	202件	1.4%
居場所・社会との関わり	3,410件	24.4%	税・保険・年金	251件	1.8%
仕事・就労支援	493件	3.5%	介入拒否・孤立・孤独	76件	0.5%
収入・生活費・債務	886件	6.3%	ホームレス	15件	0.1%
子育て・教育・学習	1,131件	8.1%	宗教関係	2件	0.1%
虐待	46件	0.3%	ボランティア	753件	5.4%
近隣トラブル	283件	2.0%	寄付	219件	1.6%
家族トラブル	364件	2.6%	多文化共生・理解	219件	1.6%
成年後見・遺言・相続・保証人	241件	1.7%	その他	346件	2.5%
多世代問題	239件	1.7%	スマホ等	185件	1.3%
※その他：多世代問題・スマホの使い方・食糧支援など				13,990件	100.0%

(2) 「暮らしの何でも相談会」の開催

区分	3	4	5
開催回数	233回	296回	344回
相談件数	133件	117件	250件

II 地域支援活動／地域の実態把握／ネットワークづくり／福祉意識の醸成

(1) サロン活動等の立ち上げ・運営支援

区分		年度		
		3	4	5
支援件数		88件	134件	104件
支援内容内訳 (重複あり)	立ち上げ支援	8件	7件	15件
	運営・活動支援（既存の活動）	56件	97件	67件
	運営・活動支援（新たな取組・展開）	24件	39件	34件
	福祉意識の醸成・地域に向けた発信	49件	85件	64件
	ネットワークづくりの支援	25件	42件	42件

(2) 要援護家庭等の子どもへの学習支援

* 「ちゅうりっぷ学習会」「にじいろ学習会」「あおぞら学習会」の開催

家庭力が低下し、教科学習が追いつかない子どもたちを対象として、基礎的学力や生活技術の基本を身につけるとともに、支援者との関係を通し精神的安定が図れるように支援を行っています。

学習会名		2			3			4			5		
		ちゅうりっぷ	にじいろ	あおぞら									
開催回数		0回	0回	6回	4回	0回	10回	5回	0回	18回	5回	0回	17回
参加 延 人 数	子ども	0名	0名	58名	7名	0名	54名	25名	0名	165名	22名	0名	142名
	ボランティア等	0名	0名	47名	34名	0名	35名	60名	0名	112名	33名	0名	142名
	小計	0名	0名	105名	41名	0名	89名	85名	0名	277名	55名	0名	284名
	合計	105名			130名			362名			339名		

* にじいろ学習会は活動休止

(3) 「ぶらっと」の設置・運営

地域住民やボランティア団体、企業、NPO等、地域のさまざまな人達が出会い、つながり、学びあえる地域のプラットフォームづくりを目的とし、全8圏域にて開催しています。

年度		3	4	5
区分				
開催回数		4回	30回	34回
参加者数		29名	158名	266名

(4) 講演会の開催

住民の福祉意識の醸成、福祉教育の推進を目的に、講演会を実施しています。

年度		3	4	5
区分				
開催回数		0回	3回	3回
参加者数		0名	59名	105名

3. 福祉包括化推進事業 福祉総務課

(1) 福祉包括化推進会議

福祉包括化推進会議は、本人等が抱える複雑化・複合化した課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援が受けられるように、支援体制のあり方の検討、人材育成の推進、庁内連携の課題の整理などについて協議を行うための豊島区独自の組織です。また、下部組織として、関係部署に配置した福祉包括化推進員によって構成された、福祉包括化推進部会が設置されています。

(2) 福祉包括化推進員部会

庁内関係課 14 課及び関係 1 団体に福祉包括化推進員を配置し、分野横断的に対応する連携体制を強化することで、複雑で複合的な生活課題を抱える相談者に対し、効果的な支援を実施します。

関係課 14 課の福祉包括化推進員は福祉総務課計画係長の兼務となっており、組織的な位置づけもなされています。

関係課	福祉総務課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課、健康推進課、長崎健康相談所、子ども若者課、子育て支援課、児童相談課、子ども家庭支援センター、住宅課、教育センター
関係団体	豊島区民社会福祉協議会

年度	2	3	4	5
開催回数	8	11	12	9

4. 成年後見制度利用促進 福祉総務課

(1) 成年後見等利用促進協議会

制度に関する専門相談や、後見等の運用方針等について家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応する「チーム」を支援するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を構築することを目的とし、令和 5 年度に設置した協議会です。

(2) 権利擁護支援方針検討会議

成年後見制度を含む権利擁護支援対象者の利益を保護するために、適切な成年後見人等候補者の選定や支援方針を決定することを目的とし令和 5 年度から開始した会議です。会議の委員は、区、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成されています。

5. 成年後見制度利用支援事業【再掲 P.99】 高齢者福祉課

[事業開始：平成 12 年]

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者等に代わり介護サービスなどの契約を結んだり、身上保護・財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援しています。

年度	元	2	3	4	5
	件	件	件	件	件
区長申立て件数	36	54	40	47	41

6. 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）【再掲 P.138】 障害福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は判断能力の不十分な障害者等に代わり、障害福祉サービスなどの契約を結んだり、身上監護、財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申し立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援します。

年度	元	2	3	4	5
区長申立て件数	3 件	5 件	4 件	4 件	2 件

7. ひきこもり支援 福祉総務課

〔事業開始：令和3年〕

（1）ひきこもり相談窓口

令和3年7月よりひきこもり相談窓口を設置し、その方に合った方法で相談できるよう、来庁だけでなく電話やメール、オンラインでの相談も行っています。

また、家族支援の一環として、家族支援の講演会や合同相談会などを実施したほか、専用サイトや広報としま特集号の発行などで相談窓口や支援団体等の周知も行っています。

当事者にとって安心して過ごせる場所や社会とのつながりを増やしていけるよう、相談体制の充実や啓発の強化に努めています。

年度	3	4	5
新規相談受付件数	79 件	86 件	122 件

（2）ひきこもり支援協議会

ひきこもり当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討、本区の地域性を踏まえた支援のあり方や方針について検討し、きめ細かい寄り添い支援を行うことを目的として、学識者、支援団体、当事者、行政職員等からなる「豊島区ひきこもり支援協議会」を令和3年度に設置しました。